

新型コロナウイルス感染症感染予防対策助成金QA

Q 申請案内や申請書等様式の入手方法は。

A：湯河原町のホームページ（湯河原町役場を検索 → 表示されたページの町政情報をクリック → 「新型コロナウイルス感染症予防対策助成金」をクリック）からダウンロードしてご利用ください。

Q 湯河原町に住んでいないが、町内で事業を営んでいる場合、対象となりますか。

A：対象になります。

Q 湯河原町に住んでいるが、事業所在地が町外の場合も対象となりますか。

A：対象となりません。町内で事業を営んでいることが申請条件となります。

Q 湯河原町で宿泊事業所を営んでいるが、会社の本店（社）は町外である。この場合、助成の対象となりますか。

A：対象になります。

Q 国や神奈川県類似した補助金を受けた場合でも対象となりますか。

A：対象になります。

Q テイクアウト用の簡易容器などの消耗品は対象となりますか。

A：簡易容器や紙袋などの梱包、包装紙代等の消耗品も対象となります。

Q 壁に換気用の換気扇を設置したが対象となりますか。

A：対象となります。

Q パソコン等汎用性の高いものの購入についても対象となりますか。

A：キャッシュレス対応や通信販売のために、タブレット端末やPCを購入した場合、テイクアウト用のweb作製の為に購入した場合、web会議用に購入した場合は対象となります。

Q サークュレーターや扇風機、空気清浄機、加湿器といった製品の購入も対象となりますか。

A：換気を目的に購入した場合は対象となります。

Q インターネットの購入品でも対象となりますか。

A：対象になります。

Q 事務所兼自宅の場合、対象となりますか。

A：事務所部分については対象となります。

Q トイレの改修は対象となりますか。

A：人感センサー付き照明器具の取り付けや手洗いのタッチレス自動水栓については、対象となります。和式便器から洋式便器への改修やウォッシュレット機能のみの設置については、対象外となります。

Q ワークーションサービスが出来るようにホテルや旅館の各客室に wi-fi 設備を設置する場合は対象となりますか。

A：対象となります。

Q エアコンが故障したので買い換えたが対象となりますか。

A：コロナ対策として新規に購入された場合は対象となりますが、単なる買い替えは対象となりません。

Q 振込手数料や支払手数料、送料も助成対象となりますか。

A：対象となりません。

Q 神奈川県「感染予防対策取組書」を掲示していないと助成金の対象となりませんか。

A：掲示することが助成金の交付要件となっていますので、掲示していない場合は助成金の対象となりません。

Q 経費の一部や全てをポイントやクーポンで支払っても問題ないですか。

A：ポイントやクーポンで支払った場合は対象外となります。

(例) 20,000 円のうち 1,000 円分ポイントで支払った場合、助成対象経費は、19,000 円となります。

Q 領収書やレシートのコピーは必要ですか。

A：必要です。内訳書に添付してください。

Q インターネットで購入し、領収書等がない場合はどのように申請したらいいですか。

A：支払い証明、取引画面のハードコピーなど、取引の分かる書類の写しを添付してください。

Q 対象外のものを一緒に購入した場合、申請はどのように行えばいいですか。

A：レシートにマーカーを塗るなど対象品が分かるように提出してください。

Q 申請は、上限額に達するまで何度でも申請できますか。

A：できません。申請は 1 回限りとなります。

Q 町税等を滞納していますが、完納しないとこの助成金は申請できないですか。

A：この助成金は、町税等を滞納していても申請することが出来ます。納税については、徴収対策室にご相談ください。

Q 申請から助成金の交付までどれくらいかかりますか。

A：おおむね 2 週間程度でご指定の口座に振り込みさせていただきます。